

■犯罪被害者遺族講演

演題 「警察・行政に求める犯罪被害者支援」

講師 犯罪被害者団体ネットワーク「ハートバンド」運営委員

被害者が創る条例研究会世話人 社会福祉士

鴻巣 たか子 氏

今から18年前になりますが、覚醒剤常習者が運転する交通犯罪で息子を亡くしました。もともと、教える仕事をしていたのですが、息子を亡くしたあと、仕事を続けていく気持ちが持てなくなり、ちょうど、近くに県立の大学ができることになったことから、大学に入り直し、社会福祉を勉強しました。そのあと、大学院で被害者学を学び、修了してからはずっと被害者支援の仕事をしてきました。

その傍ら、被害者として活動もしてきましたが、その1つが御紹介いただいた、「ハートバンド」です。ハートバンドには、全国、北海道から沖縄まで20の被害者団体が参加しています。お互いに情報交換をしたり、助け合ったりしているのですが、毎年一度、東京で大会を開いています。写真は、基本法が施行された2005年に、お仲間と日比谷公園まで歩いた時の写真です。このメンバーで、今までずっと活動を続けてきています。

これは去年の大会の写真です。後半はグループに分かれて話し合いをしました。大会終了後は、この会場で懇親会をするのですが、大体10くらいのテーブルに分かれて、話しています。

最近はやや穏やかな雰囲気になりましたが、以前は大変でした。涙ながらに、お仲間へ訴えるということもありました。では、どうして雰囲気が変化したのか、と言いますと、御存じかもしれませんが、裁判員制度や被害者参加制度ができて、被害者に対する支援が変わり、向上してきたのです。ただ、支援が良くなっても、被害者は被害に遭ったその日から、元の生活には戻れません。そこで、皆様は何に困っていらっしゃるのかを知るために2013年にお仲間へアンケート調査を行いました。結果を少し報告させていただきます。身の回りの生活についてお聞きしました。

市町村に相談しましたか？ ほとんどされていませんでした。された方も適切な支援は受けられなかったと答えています。そして、市町村に相談しなかった方が84名です。無回答が15名となっていますが、なぜ市町村に相談しなかったかと言いますと、「自分でするしかないと思った」「調べる気力、相談するエネルギーもなかった」というお答えがありました。

次は、医療・心理的な支援についてです。これに関しても、支援が必要だった方、83名。必要なかったと答えた方は18名なのですが、どうしてかという、やはり「それどころではなかった」「生活のため仕事を続けるのに精いっぱい精神状態まで考える余裕がなかった」と言われています。

まとめますと、アンケート調査から見えることは、大変な状況に置かれている被害者ほどサポートされていない現状があります。瀕死の家族を抱えていると、ほかのことは考えられません。ただ、病院を出て、家に戻ることにしか考えられなかったと言われていました。それから、事件や事故に遭うと、市町村窓口で様々な手続をする必要が出てきますが、1か所でできるようにサポートしてほしい、ですとか、当事者にとっては話を聞いてもらうだけで本当に心が休まる、こういう御意見を頂きました。

ほかには、現場に住まなくてはならず大変だった、不安だった、事件の後始末をしなくてはいけなくて、子供たちにご飯を食べさせられなかったですとか、病院に行く元気も考える力もなかった、医者などに行っても被害者の気持ちは分かってもらえなかった、こういう御意見がありました。

私自身は、息子を亡くして何が大変だったか、と言いますと、たくさんありますが、一番つらかったことは息子の死を認められない、受け入れられないことでした。そして、自分と周りの間に何か透明な、見えない壁ができたように感じていました。夜、ビールを飲んで寝ます。夜中にパッと目が覚めて、息子の部屋に行ってみます。居るはずなのに、いないのです。そんなはずがない。明日になれば元通りに戻るはず。こんなことが現実であるはずがない。毎日毎日そう思っているのです。ですが、いくら日が変わっても元に戻ることはありませんでした。

一番困ったこと。困ったことはたくさんありましたが、中でも一番困ったことは、すぐにやってくる刑事裁判のことでした。加害者は、覚醒剤取締法違反で2回捕まっていました。スピード違反を繰り返して、3年間免許取消中でした。車には自賠責保険も任意保険も全くかかっていませんでした。尿から覚醒剤が検出されると警察から伺いました。ですから、割と早く刑事裁判が始まることになりました。何月何日に最初の刑事裁判が始まりますという手紙が届きました。

私ども家族は、警察署に行ったのは免許の書き換えだけ。住んでいる町に検察庁があるのも、裁判所があるのも全く知りませんでした。それで、どうしたものかと家族で考えて、とにかく弁護士さんを見つけなくてはということで、次から次に、ちょうど10人ほどにお会いしました。「刑事裁判の時に、是非傍聴に一緒に行っていただきたいです」とお願いするのですが、「交通事故でしょう、刑事裁判に弁護士なんていらないよ。刑事裁判終わったら来てくれる」「自賠責保険も任意保険も無いのでは、民事裁判も無理だね」と言われ、どなたにも引き受けていただけませんでした。

そんな時に、家族が新聞で「全国交通事故遺族の会」を見つけたのです。それで、すぐに、電話をして、会に入れていただき、「こういうことで困っています」とメーリングリストに送りました。そうしましたら、同じ市に住んでいる方で、やはり息子さんを亡くされた御遺族の方がすぐに電話してきてくれて、「新橋のあの弁護士さんだったら、きっと引き受けてくれますよ」。そう言ってくださったのです。翌日、すぐにその弁護士さんに電話し

て、家族全員で出掛けて行って、その場で引き受けていただきました。そして、裁判の1回目、お隣に、弁護士さんが座ってくださいました。

ただ、息子を亡くしたことで新たに体験したこともあります。それは、犯罪被害者仲間との出会いです。これは、「生命のメッセージ展」の写真です。多分、皆様御存じないかと思うのですが、静岡県はとても熱心にメッセージ展に取り組んでくださってまして、2～3年前と思うのですが、県庁の一番上のフロアでメッセージ展を開いていただきました。それから、県内のどこの高校でも「ミニメッセージ展」をしていただいております。大変な御理解をいただいています。

メッセージ展を紹介させていただきますと、理不尽にも命を奪われて生きることができなくなってしまった命。その命をしのんで亡くなった本人の等身大のパネルを作って、元氣だったころの写真と靴、家族からのメッセージをつけて展示しているものです。

私たち家族は千葉会場でメッセージ展に初めて参加しました。その日5時まで高校の体育館で展示がありましたが、終了後、近くの居酒屋で懇親会がありました。30～40名くらいの御遺族が参加されていました。それまでは、緊張して暮らしていて、涙を流すこともあまりなかったのですが、お仲間とビールを飲みながら、泣き笑いしながら話をして、本当に温かい涙が出たのを覚えています。そして、固く閉じていた自分の心が少しカチッと開いた、そんな実感を持ちました。

こんなにたくさん、自分より大変な方がいらっしゃるんだ。例えば、膝に抱いていた小さなお子さんを亡くされたお母さん。それから、御家族を2人同時に亡くされた方。皆さま、こんなに大変で、つらい思いをされているんだ、と感じ、温かい涙が出たのを覚えています。大変な思いをしているときに、同じような仲間と出会って話をする。本当に、大切だと思っています。なかなか、そういうお仲間を見つけられない方もいるかと思います。是非、そういう方のお手伝いをしていただけるとありがたいと思っています。

さて、ここからは支援についてですけれども、ある日突然、被害者・遺族になったらどんなことに困るだろうか。ここに5つほど載せておりますが、どれが一番大変と思われるか。順番に手を挙げていただくと時間がかかりますので、一番上か、一番下か、どちらがより大変と感じるか、一度だけ手を挙げていただけますでしょうか。1番、不眠・食欲減退の症状が続いた。これが一番大変だと思う方、手を挙げていただけますか。

(会場「挙手なし」)

0ですね。一番下、人目が気になり外出できなくなった。これだと思う方。

(会場「挙手」)

こちらが圧倒的に多いですが、正解は逆でして、一番上が一番多くて、一番下にいくほど少なくなっているのですね。ただ、何をお聞きしたかったかと言いますと、被害者が5人、10人いれば、人数分大変と思うことはたくさん出てきます。ですが、困り事を分けるとこの4つになるかと思えます。

私どもの家族を少し紹介させていただきますが、私たちの家族は大人ばかり4人でした。経済的な困難ですが、これは亡くなった息子が独身でしたので、私たちが経済的に困ることはありませんでした。ただ、1番の心身の不調ですが、夫が心身に不調を来しまして、1年から1年半、仕事ができませんでした。ですから、やはり経済的に大変な思いをしました。

それから、日常生活上の困難。私どもは小さい子がいませんので、ご飯を食べさせられなくて困った、こういうことはありませんでした。ただ、刑事裁判、民事裁判、長く続きました。ですので、仕事をそれぞれ休まなくてはならなかったですし、やることが山のようであって本当に大変でした。

刑事手続における困難。これは、弁護士さんを見つけるのでさえ大変でした。

この4つについて、簡単に説明をさせていただきます。心身の不調ですが、初期、中期、後期とあり、初期は大きなショックを受けて、感情がまひしている時期です。私自身もそうで、自分は悪夢の中にいると思い込んでいました。

それから中期になると、かえってまひが解けて、不安や恐怖を感じる時期なのです。これがひどくなりますと、PTSDなど発症しますので、お医者さんにかかったり、カウンセリングを受ける必要があります。

後期になると、日常生活を取り戻していく時期なのですが、当時は、誰もこういうことが起こるということを教えてくれませんでした。冊子なども頂けませんでした。

現在は、例えば警察、支援センター、あるいは検察などでも、冊子をお配りしています。ただ、本当に読んで理解されているかは、分かりません。ですので、実際に被害者の方に会われる場合、こういうことがあるということを知っておいていただくこと。そして、「きちんと食事がとれていますか？ 眠れていますか？」などと是非聞いていただきたいと思っています。

次は、特に遺族、家族を亡くした場合に経験することです。私自身、自分がちょっと変かなと思って、いろいろ授業に出たり、本を読んだりしましたが、全然見つからないのです。そうしましたら、ワーデンという方の『悲嘆プロセス』というのがあり、それを読むと自分の症状にぴったりでした。7つ全部当てはまって、自分あるいは家族、周りの方にピッタリだなと思いました。そのうちの3つを紹介させていただきます。

- ・突然の喪失の後に、遺族は「非現実的な感覚」に襲われる
息子を亡くしてしばらくの間、自分は悪夢の中にいるのだと思い込んでいました。
- ・突然死の場合は罪悪感が特に強烈である

自分の目の前にいた小さいお子さんを亡くされた方など、特に罪悪感が大きく、大変な思いをされています。

- ・遺族は起こったことに対して、誰かを強く非難したい気持ちになる

こうしたことから、家族間、夫婦間、親子でけんかが起こったりして、夫婦の場合ですと離婚されてしまう、こういう方も存じ上げています。

被害者は、自分がこういう状態であるということが、なかなか分からないのです。ですから、こうした変化が起きるということを皆様に知っていただいて、伝えていただくことも大切と思っています。

私の友人の例を紹介させていただきます。私より2つ上なのですけれども、今も教える仕事をしています。その彼女が数年前ですが、ひったくりに遭いました。それは電話で聞いていました。1か月ほどして彼女に会いました。そしたら、帽子を深々とかぶって、大きなマスクをして、暗い顔をして現われたのです。元気印の彼女なので、どうしたのかと思ったのですが、あの事件に遭ってから、夜ちょっとでも暗くなると、もう一歩も外に出られない。それから、なんて自分はバカだったのだろう、なんでもっと気を付けなかったのだろうと、ずっと自分を責めている。ほっぺたの傷を見ると、もう一生治らないと思って、涙がポロポロ出てくると言うのです。

本当にびっくりしましたが、彼女に「私もそうだったけれども、犯罪の被害に遭うとショックでそうなるのだから、時が来れば必ず治るのよ」と言いました。そうしましたら、顔がパッと明るくなって「そうなの？自分はちょっと変になったかと思って、今日あなたにどこのお医者さんに行ったらいいか聞こうと思っていた」そう言われたのです。こちらのほうがびっくりしましたがけれども、犯罪の大きさに関わらず、どんな方でもこんなふうになることがあり得るということを、是非知っておいていただきたいと思っています。

被害者・遺族が言われて傷つく言葉 言うてはいけないこと 言うてもよいこと

お仲間から集めた言葉なのですが、例えば、「あなたの気持ちよく分かるよ。左手のけがでよかったよね。心配しなくてもきつとうまくいくから」。慰めのつもりで、つい言ってしまうがちなのですが、言われたほうはかえって傷ついてしまう場合があるのです。では、どう言ったらいいのですかね。普通に、自然に「大変でしたね」「つらかったですね」。こう言うていただければ良いのかなと思います。ただ、めったに会わない方であれば、「大変でしたね」「つらかったですね」で済むのですが、実際に支援をされる場合やしょっちゅう会う方にはそうはいかないですよ。そういう場合どうしたらいいのか。ここに、国連が出している被害者人権宣言というのがありますので読ませていただきます。

Victims should be treated with compassion and respect for their dignity と書いてあり、犯罪被害者に対しては「尊厳の念と共感をもって接するべきである」としていいます。ただ、「尊厳」というのは、その方の人権を尊重することなので、よく分かると思うのですが、「共感」というのは「同情」という言葉とよく似ていて分かりにくいと思

います。「同情」というのは、どちらかという上から目線の言葉なのです。「共感」とは、その方をそのまま理解し受け入れることなのですが、言葉で言うのは簡単でも、なかなか区別が難しいですね。

私自身は、自分が共感の気持ちを忘れてしまっているなと思うときには、2011年3月11日のことを思い出すことにしています。あの日、1人で家にいる時に地震が起き、すぐに停電してしまい、電話もネットもつながらず誰とも連絡が取れず、真っ暗な中1人でいました。夜11時過ぎに電気がついてテレビから、ものすごい津波の映像が流れてきた時、私はそのテレビの向こうの方々に心から共感を感じました。

ただ、共感すること、それを伝えること、これには違いが、大きな差があるかと思えます。例えば、1つ例を上げますと、私がある先生に息子のことを話した時に、「僕だったら息子を亡くしたら到底生きていけません」と目の前で言われて、「ああ、自分は生きてはいけないのかな」と、そんなふうに思いました。では、どうしたらよかったですでしょうか。この方は、共感してくださったのです。自分のことのように考えてくださったのです。でも、伝え方を間違えたのですね。「大変でしたね」「つらかったですね」。こう言ってくださればよかったです。ですから、共感することと、それを伝える言葉には大きな差があるということを知っていただきたいと思えます。

それからもう1つ、私は、今、皆様と面と向かっていますよね。そうしますと、皆様が私の話を聞いてくださっているかどうか、よく分かります。何で分かりますか。目ですかね。「目は口ほどに物を言う」、それだけですか。違いますよね。顔の表情、物腰、態度、全てから伝わるのです。ですから、皆様がお仕事をされる時に、気をつけていただきたいのですが、犯罪被害者になったりしますと、すごく神経が鋭敏になっています。ですので、ちょっとしたことで、この人にはわかってもらえない、この人は大丈夫など、勝手に判断してしまうことがあるのです。ですから、誤った情報を伝えないようにお願いしたいと思います。誠実に対応していただければ、と思えます。

さて、「日常生活上の困難」。ここに書かせていただきましたけれど、いろいろあります。このほかにも、あるお母さんは性被害に遭われたのですが、小さなお子さん、男の子なのですが、被害に遭って以降、お子さんをお風呂に入れられなくなってしまったというようなことも伺っています。

最近家事援助などをしてくださる自治体も増えてきてはいるのですが、まだ静岡県内でも条例ができていない自治体もたくさんあると伺っています。そうしたときに、次の表ですが、これはどの自治体でも普通に市民に対して行っているサービスを一覧表にしたものです。使えるサービスを駆使していただいて、被害者支援に使っていただけるとありがたいと思えます。例えば、私の場合ですが、最後のページ「出会った三人のプロたち」に書かせていただきましたが、息子のお葬式のために、埋葬許可証を取ってきて、と葬儀屋さんから言われました。市役所に行き、埋葬許可証をお願いします、と言いましたら、すぐに若い職員さんが許可証を出してくださいました。その時に、「息子さん、大学生の時に

国民年金に入っていましたね。一時金が出るんですよ。簡単ですから今手続しておきますので、あとはこれを出してください」そう言ってくださいました。私どもの場合、加害者は自賠責保険にも任意保険にも全く入ってなくて、医療費も自分で払わなければいけない、そういう時でしたので、本当にうれしかったのを覚えています。

こういう一覧表を駆使していただいて、使えるサービスが漏れることがないようにしていただきたいと思っています。

3番目の刑事手続における困難ですが、刑事手続については、警察あるいは支援センターに御相談いただくのが良いかと思います。

4番目の「経済的な困難」に関しては、犯給法からお金が支払われるのですが、時間が長くなる、と聞いています。現在、静岡県もそうですが、見舞金を支給する自治体が増えています。東京都も10月1日から見舞金が頂けるようになっています。静岡県内でも、是非、全ての市や町で見舞金が頂けるようにしていただきたいと願っています。

もう1つ、私が被害者として行っている活動は、こちらの「被害者が創る条例研究会」なのですが、どうしてそんな難しい名前の会をつくったのかとお尋ねいただくかもしれません。先ほど、2013年にアンケート調査をしたこととお話ししました。その結果を「ハートバンド」の大会で報告したのですが、1人の被害者が、条例を作ってほしいと自分の町にお願いしに行ったら、「ひな形作って持ってきてよ」と言われたのだそうです。「そうか、ではひな形を作ろう」ということで、お仲間の被害者、学者の先生方、自治体の職員の方に声を掛けて会を立ち上げ、6か月で条例案の冊子を作り上げました。今は第4版までできています。

ところが、条例案の冊子はちょっと難しすぎて、なかなかじっくり読んでいただけないのです。そこで、簡単に分かっていただけるようなガイドブックを作りました。この本の最後に、先ほどの自治体ができる支援の一覧表が載っています。必要な方は御連絡いただければ、無料で送らせていただきますので、是非、お声掛けください。先日、とある市の被害者からお電話を頂きましたが、この市でも条例を作る機運が高まってきているということで、両方の冊子を送らせていただきました。

最後になりますが、被害者条例を是非静岡県内全部の市町で作っていただきたいと思っています。特にお願いしたいのが、1番「二次被害」。これは、二次的被害ではなくて、是非「二次被害」と書いてください。

それから、下の方の「小中学校における被害者教育」、これは是非是非、お願いしたいと思っています。最近はSNSを通じた犯罪、あるいは性被害なども低年齢化してきています。被害者に対する理解だけではなくて、被害に遭わないような教育を、是非盛り込んでいただきたいと思っています。それから、生活支援だけではなく心理医療支援を。例えばお子さんが被害に遭ったときに、なかなかカウンセリングしていただける病院が近くにないのです。是非、拠点病院を決めていただけたらと思っています。加えて、窓口には兼務であっても、(専任職を置くというのはなかなか難しいかと思いますが)、是非相談業務

にたけた方を置いていただけるとありがたいと思っています。先ほども申しましたが、是非見舞金をお願いいたします。

最後ですが、「私達にできること」としては、当然皆様、被害の予防に努めてくださっていると思いますが、加えてもう1つ、被害者を発見することです。いじめ、虐待、性被害などは見えにくい犯罪です。無いはずではなくて、あるはずという視点で是非見つけていただきたいと思います。日常のお仕事の中で、ちょっとアンテナを高くしていただいて、この人大変なのではないかな、と思われたら、そこでお話を聞いていただくか、難しければ担当の窓口を紹介していただきたいと思います。

「そして、一歩前へ」と書かせていただきましたが、これは去年、一緒に研修させていただいた方に、「大変な被害に遭って仕事に出掛けられない、そういう方を実際に支援する場合、どうされますか」と伺いました。そうしましたら、その方は「僕だったら、その人がお勤めしている事業所に一緒に行きます。とにかく話をしてみます」と言われました。一歩前に出ること、これがとても大切だと思っています。

それでは最後に、大好きな詩をちょっと聞いてください。時間もありませんので、最後の数行だけ読ませていただきます。

聞いてください。私がお願いしたのは、聞くこと

あなたが話すのではなくて、ただ私の話を聞いてください。それだけです。

お願いですからただ私の話を聞いてください

もしあなたが話したいのなら、あなたの順番までチョット待ってください。

そしたら、私があなただの話をお聞きしますから。

今日は、私の話を最後までお聞きいただきまして、ありがとうございました。